２０２１年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

団体名

連絡先

代　表

障害者差別解消法改正法案についてのお願い

貴職におかれましては、日ごろより差別のない社会づくりにご尽力いただきありがとうございます。

さて、２０１６年から障害者の差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）が施行され、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、大きく前進しております。しかしながら、法施行後も障害者差別は繰り返されており、障害者権利条約の国内実施という観点からも障害者差別解消法のさらなるバージョンアップが必要です。

今国会に障害者差別解消法改正法案が上程されました。この改正法案には民間事業者の合理的配慮の義務化が盛り込まれています。これまでは努力義務でしたが、「努力義務だから、義務ではないのでやらなくても良い」と言われて話し合いに応じてもらえないということもありました。差別の解消には建設的な話し合いが重要ですので、対話を促進するためにも義務化は必要です。私たちが長年求め続けてきた合理的配慮の義務化が盛り込まれたこの改正法案をぜひとも今国会で成立させていただき、必要な取り組みをさらに進めていただけますよう、以下、お願い申し上げます。

お願い

**１．施行期日は公布日から１年程度でお願いします。**

改正法案の附則に「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること」とされています。しかしながら、障害者差別解消法が２０１３年に成立してから８年、施行されてから５年が経過し、「合理的配慮」の周知は十分なされております。また、法成立後に予定されている基本方針や対応指針の改訂も一から作成するのではありませんので、１年程度あれば十分対応可能です。施行まで３年は長すぎます。１日でも早く建設的対話を促進するためにも、公布日から１年程度での施行をお願いします。

**２．ワンストップ相談窓口の設置をお願いします。**

現在は各省庁と自治体に障害者差別や合理的配慮に関する相談窓口が設けられています。しかし、実際に差別的な問題が生じた場合にどの省庁の担当か分からず、相談窓口にたどり着けないことがあります。例えば映画の場合、日本映画は文化庁、外国映画は経済産業省、映画館は厚生労働省と所管省庁が３つに分かれており、自治体職員も含めて一般の方でこれを知っている人は殆どいません。さまざまな相談をワンストップで受け止め、必要に応じて助言したり担当省庁につないだりする窓口が必要です。事業者側にとってもこうした窓口があると非常に有益です。

**３．今国会で、ぜひ障害者差別解消法の改正を実現してください。**

障害者差別解消法は、国連の障害者権利条約の批准に当たって不可欠な法律として制定された、いわば「最後のピース」となった法律です。私たち関係団体も、その成立を心から喜び、大切に育てていこうと誓いました。今般の合理的配慮義務化を含む改正は、まさに障害者差別解消法が大きく育つ第一歩であると認識しています。共生社会の実現に向け、ぜひとも今国会で障害者差別解消法の改正を実現してくださいますよう、お願い申し上げます。

**４．障害者基本法と障害者虐待防止法の改正もお願いします。**

我が国も批准している障害者権利条約の国内実施を進めるためには、障害者基本法と障害者虐待防止法のさらなるバージョンアップも不可欠です。障害者差別解消法改正法案成立の次は、ぜひとも、障害分野のベースとなる障害者基本法と、虐待事件が後を絶たない現状を改善するために障害者虐待防止法の改正をお願いします。

以上